

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.87

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

※ 令和8年度から「自動車税種別割」の名称が「自動車税」に変わりました。

5月は自動車税の納期です！

今年の自動車税の納税通知書は5月1日(金)に発送します。
お手元に届きましたら、**6月1日(月)まで**にご納付ください。

Q1 誰が払うの？

- 4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。
- 年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 金融機関に行く時間がないのですが…？

- スマートフォン決済アプリやクレジットカード納付など**キャッシュレス納税**ができます。是非ご活用ください。

※スマートフォン決済アプリ等で納付した場合、車検を更新できる（納付確認できる）状態になるまで約1週間程度かかります。余裕をもってご納付ください。

Q3 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

- 年度の途中で廃車にした場合は、月割計算で減額となります。既に税金を納付していただいている場合は還付されます。
- 廃車手続きを忘れると、翌年度も課税されてしまいますので、ご注意ください。

Q4 減免制度はありますか？

- 障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。
- 減免を受けるためには手続きが必要です。

キャッシュレス納税や減免制度など、詳しくは、東京都主税局ホームページをご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

○東京都自動車税コールセンター

(Tel03-3525-4066 午前9時～午後5時【土・日・祝日、年末年始を除く】)

○大島支庁総務課税務担当

(Tel04992-2-4423(直通) 午前8時30分～午後5時15分

【土・日・祝日、年末年始を除く】)

※**軽自動車税**については、町村役場へお問い合わせください。